

平成十六年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人愛和会桜川歯科 医院	青森市桜川三丁目一四の一七	平成一六・四・二四
医療法人社団八雲会にこ にこ歯科クリニック 守屋内科	青森市三好二丁目三の一九 ガーラタウンマエダ西ハイパス店 弘前市駅前三丁目二の一 イトーヨーカドー弘前店六階	一六・四・一六 一六・四・一
どんぐりこどもクリニック	むつ市中央二丁目五の五	一六・五・一
かみきたデンタルクリニック	上北郡上北町旭北一丁目三一の九〇	"

青森県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	川上胃腸科外科医院	上北郡野辺地町字野辺地一五〇の一	平成一六・五・一
変更後	川上クリニック		

青森県告示第四百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		名 称	居宅介護事業所		指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類		所 在 地	所 在 地	
社会福祉法人宏仁会	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三	"	よりあい処 口広の家	東津軽郡平内町大字口広字川向	一六・三・二五	
社会福祉法人スプリング	八戸市大字妙字西平六の二七	"	デイサービス さざなみ	八戸市小中野八丁目九の二〇	一六・五・一	
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川一丁目中桜川一八の〇	通所介護	デイサービス きらら弘前	弘前市大字藤野二丁目六の一	一六・四・一	
社会福祉法人桂久会	北津軽郡鶴田町山九一の二	訪問リハビリテーション	老人保健施設 設湖水荘	北津軽郡鶴田町山九一の二	一六・四・三	
医療法人知会	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	訪問看護	訪問看護ステーション のぞみ	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	"	
株式会社キノシタ	青森市米町二丁目六の三一	福祉用具貸与	ウエルランド株式会社 キノシタ青森本店指定 福祉用具貸与事業所	青森市安方二丁目一六の八	一六・五・一	
社会福祉法人長老会	三戸郡福地村大字ね五の二二五	"	ふくちヘルパーセンター スパイタル	三戸郡福地村大字ね五の二二五	一六・四・一	
社会福祉法人東北赤松福祉会	上北郡東北町字往来ノ下三四	"	ぽぷらヘルパーセンター	上北郡東北町字往来ノ下三三三の三	"	
社会福祉法人スプリング	八戸市大字妙字西平六の二七	訪問介護	ヘルパーステーション さざなみ	八戸市小中野八丁目九の二〇	平成一六・五・一	

医療法人仁泉会	八戸市大字尻内字直田八一	"	デイサービスセンターうしんごう	三戸郡新郷村大字金ケ沢一	一六 四 一
社会福祉法人スプリング	八戸市大字妙字西平六の二七	短期入所生活介護	シヨートスミテイさざなみ	八戸市小中野八丁目九の二〇	一六 五 一
医療法人楽清会	弘前市大字桔梗野一丁目三の三	痴呆対応型共同生活介護	グループホームきぎょう	弘前市大字桔梗野一丁目二の三	一六 四 一
有限会社けあふりー	五所川原市大字広田字下り松二〇	"	グループホーム桃園	五所川原市大字梅田字福浦三四九の二	一六 五 七
株式会社ユートピアあいのり	南津軽郡碓ケ関村大字碓ケ関字碓ケ関山一八六	"	グループホーム賀田	中津軽郡岩木町大字賀田字大浦三〇の二	一六 四 一
医療法人尚志会	十和田市大字相坂字高清水七八四〇	"	グループホームはしかみ苑	三戸郡階上町蒼前西七丁目九の四〇七	"
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内字直田八一	"	グループホーム小春びよ2号館	三戸郡新郷村大字戸来字金ケ沢坂ノ下九	"

青森県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利活動	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指月日定
名称	主たる事務所在地	名称	所在地
弘前市大字藤野	弘前市大字藤野	弘前市大字藤野	平成

動法人きらきらひかる弘前	二丁目六の一	業こころ	二丁目六の一	一六 四 一
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇の六本木ヒルズ森タワー	株式会社コムスン八戸ケアセンター	八戸市大字白銀〇町字右岩淵通二の一	一六 五 一
社会福祉法人スプリング	八戸市大字妙字西平六の二七	居宅介護支援支援助センターさざなみ	八戸市小中野八丁目九の二〇	"

青森県告示第四百三十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 野辺地 発起人の住所及び氏名 上北郡野辺地町字米内沢五九番地 久保田 秀 雄 上北郡野辺地町字浜掛一番地の九 山 縣 勝 彦 上北郡野辺地町字野辺地四七二番地 長 濱 正 輔	期 間 平成十六年六月七日から同月二十一日まで 場 所 野辺地町漁業協同組合

青森県告示第四百三十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成九年十月二十四日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十六年五月三十一日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日
で、小泊村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十六年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

(折戸工区)

1 位置

北津軽郡小泊村字折戸三九番から五一番二四の西側の県道に至る地先公有水面

2 区域

次の ④の地点から④の地点までを順次に直線で結んだ線及び ④の地点と④の地
点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北津軽郡小泊村大字権現崎国有林番地に設置された「四等三角点折

戸「X」ブラス二二三、九 七・五一、Y「マイナス四四、九一

四・三、標高〃一三九・八六メートル」(北緯四一度 六分五

三・三四七九秒、東経一四度一七分五四・四二九二秒)の地点から

一七九度一八分 五秒二四八・九三メートルの地点

の地点から三三度五七分四七秒六・五二メートルの地点

の地点から九七度一六分一三秒一・八一メートルの地点

の地点から九度 分 秒一五・五一メートルの地点

の地点から九一度四九分 秒五・三六メートルの地点

の地点から九五度 七分三四秒二一・二七メートルの地点

の地点から九九度三一分二九秒二一・九メートルの地点

の地点から 二度五七分 七秒二一・一五メートルの地点

の地点から 六度五一分 二秒二一・四メートルの地点

の地点 ④の地点から 一度三二分一三秒一・九二メートルの地点

の地点 ④の地点から 一度一七分 四秒二一・メートルの地点

の地点 ④の地点から 一度二六分五三秒二一・七メートルの地点

の地点 ④の地点から 二四度 五分三三秒一・九三メートルの地点

の地点 ④の地点から 二七度四二分四三秒一・九六メートルの地点

の地点 ④の地点から 三一度四七分 七秒一・六八メートルの地点

の地点 ④の地点から 三三度五六分三 秒一六・八五メートルの地点

の地点 ④の地点から 八六度二分一六秒九・七四メートルの地点

の地点 ④の地点から 一四六度二七分三 秒一四・四六メートルの地点

の地点 ④の地点から 一七二度四二分五八秒一・六メートルの地点

の地点 ④の地点から 一四四度四二分五六秒五・二三メートルの地点

の地点 ④の地点から 一六四度四八分四八秒五・メートルの地点

の地点 ④の地点から 一六四度一四分四七秒六・五六メートルの地点

の地点 ④の地点から 一六度五三分二秒四・一三メートルの地点

の地点 ④の地点から 一五八度二七分 一秒九・八九メートルの地点

の地点 ④の地点から 一五八度 七分一七秒二九・九二メートルの地点

の地点 ④の地点から 一五六度二九分四 秒一五・六九メートルの地点

の地点 ④の地点から 一五七度 六分 九秒一四・二一メートルの地点

の地点 ④の地点から 三三度五五分五秒九・八九メートルの地点

の地点 ④の地点から 三三七度四 分二 秒五・二八メートルの地点

の地点 ④の地点から 三三三度三八分一 秒四九・六四メートルの地点

の地点 ④の地点から 三一度五四分四一秒一・二九メートルの地点

の地点 ④の地点から 三一度五八分二九秒一五・三メートルの地点

の地点 ④の地点から 三二度四九分二秒四九・七四メートルの地点

の地点 ④の地点から 三二度四九分二秒四九・七四メートルの地点

の地点 ④の地点から 三二四度 六分一 秒四九・七二メートルの地点

の地点 ④の地点から 二八三度四四分四秒四九・七四メートルの地点

の地点 ④の地点から 二七六度四四分五七秒二五・五五メートルの地点

の地点 ④の地点から 二七六度三八分三八秒二七・一メートルの地点

の地点 ④の地点から 三五六度五三分四九秒一二・八九メートルの地点

の地点 ④の地点から 三五六度五三分四九秒一二・八九メートルの地点

の地点 ④の地点から 三五六度五三分四九秒一二・八九メートルの地点

3 面積

一、七三三・四一平方メートル

1 位置 (折戸工区)

北津軽郡小泊村大字権現崎国有林吝番地地先公有水面

2 区域

次の ①の地点から ②の地点までを順次に直線で結んだ線及び ③の地点と ④の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 北津軽郡小泊村大字権現崎国有林吝番地に設置された「四等三角点折戸」 $X=$ プラス二二三、九七・五一、 $Y=$ マイナス四四、九一四・三、標高 \equiv 一三九・八六メートル(北緯四一度 六分五三・三四七九秒、東経一四度一七分五四・四二九二秒)の地点から一九二度四八分三秒二六・九メートルの地点
- の地点 ①の地点から一七六度二七分四五秒一三・一四メートルの地点
- の地点 ①の地点から一七六度五四分二秒一一・一三メートルの地点
- の地点 ①の地点から二六五度五五分二八秒三一・五メートルの地点
- の地点 ①の地点から二六五度四八分五九秒二八・五メートルの地点
- の地点 ①の地点から二七度三四分 九秒四六・二メートルの地点
- の地点 ①の地点から二八六度四一分一秒五・四四メートルの地点
- の地点 ①の地点から三度 五分三三秒五・三七メートルの地点
- の地点 ①の地点から三一一度三六分二一秒五・三九メートルの地点
- の地点 ①の地点から三二六度二分 二秒五・一九メートルの地点
- の地点 ①の地点から三三四度四分 五秒四九・九六メートルの地点
- の地点 ①の地点から三三三度五六分三七秒五・六メートルの地点
- の地点 ①の地点から五六度二四分四一秒一・六・一七メートルの地点
- の地点 ①の地点から一七五度二七分四二秒三五・四五メートルの地点
- の地点 ①の地点から一八一度 九分三六秒九七・三メートルの地点
- の地点 ①の地点から一六七度三五分 四秒三五・一六メートルの地点
- の地点 ①の地点から一二四度四八分三二秒五三・八三メートルの地点
- の地点 ①の地点から一一五度四五分一六秒七五・八六メートルの地点
- の地点 ①の地点から八五度一九分三三秒五三・七五メートルの地点
- の地点 ①の地点から八度 二分三八秒四七・二七メートルの地点

3

面積

一四、八九七・八二平方メートル

1 位置 (下前工区)

北津軽郡小泊村大字権現崎国有林吝番地地先公有水面

2 区域

次の ①の地点から ②の地点までを順次に直線で結んだ線及び ③の地点と ④の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 北津軽郡小泊村大字権現崎国有林吝番地地先公有水面平成八年二月二十日付け青森県指令第三八号でしゅん功認可された埋立地に設置された「三級基準点五五」 $X=$ プラス二二四、二四八・四五、 $Y=$ マイナス四六、一七五・九五三、標高 \equiv 三・四七三メートル(北緯四一度 七分 四・一四七秒、東経一四度一七分 二四九六秒)の地点から一五度二九分 五秒九七・一八メートルの地点
- の地点 ①の地点から一三度二分 八秒一八・二メートルの地点
- の地点 ①の地点から一三度二分 一秒一・メートルの地点
- の地点 ①の地点から一三度二分 七秒一一・五・二三メートルの地点
- の地点 ①の地点から八五度五五分 八秒一四・九四メートルの地点
- の地点 ①の地点から一六度三二分五秒五三・八六メートルの地点
- の地点 ①の地点から一度五二分五秒三六・五メートルの地点
- の地点 ①の地点から七二度二四分一秒四六・二八メートルの地点
- の地点 ①の地点から一四度一九分三一秒一三・八五メートルの地点
- の地点 ①の地点から五八度 六分三秒四五・四三メートルの地点
- の地点 ①の地点から一一度三七分四八秒三八・九七メートルの地点
- の地点 ①の地点から一二四度四分 二分二七秒三七・九五メートルの地点
- の地点 ①の地点から一五三度 八分一五秒四一・三四メートルの地点
- の地点 ①の地点から一五三度 四分四九秒五五・八五メートルの地点
- の地点 ①の地点から一三九度 一分四五秒一七・二七メートルの地点
- の地点 ①の地点から一三六度四分 二分五二・四三メートルの地点
- の地点 ①の地点から一三一度 三分一八秒六・九五メートルの地点
- の地点 ①の地点から一三三度 六分二秒三三・三一メートルの地点
- の地点 ①の地点から一七度一四分一秒三五・二三メートルの地点
- の地点 ①の地点から二九五度四三分二秒四五・二八メートルの地点

- ①の地点 ①の地点から二九一度 八分二秒五 ・メートルの地点
- ②の地点 ②の地点から二八七度一分二秒五 ・メートルの地点
- ③の地点 ③の地点から二八五度三三分四八秒五 ・メートルの地点
- ④の地点 ④の地点から二八三度一八分五八秒四八・八三メートルの地点
- ⑤の地点 ⑤の地点から二八三度一八分 九秒一三七・二二メートルの地点
- ⑥の地点 ⑥の地点から二八三度一六分二四秒四五・三五メートルの地点

3 面積

六、三四五・一七平方メートル

合計面積

八六、九六六・四 平方メートル

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 森内建設工業
- 二 氏名 森内 育男
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字四戸橋字磯部四〇の一八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第九七〇一号
- 五 取消年月日 平成十六年五月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十六年五月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 津軽美装
 - 二 氏名 中村 幸一
 - 三 主たる営業所の所在地 黒石市あけぼの町八六の五
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）四）第二〇〇一四八号
 - 五 取消年月日 平成十六年五月二十日
 - 六 取消しに係る建設業の許可 土木、建築、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成十六年四月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年六月七日

中南地方農林水産事務所長 喜 多 山 秀 美

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任年月日
理事	北谷丑信	北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松一三の一	平成一六・五・二〇就任
"	長尾健一郎	五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五八	"
"	佐藤金市	弘前市大字清水字下広野七の二七	"
"	工藤長紀	北津軽郡平賀町大字杉館字宮元一一九の二	"
"	三上祐弘	北津軽郡板柳町大字石野字宮本三三	"
"	古川尊祥	北津軽郡平賀町大字沖館字長田九の一	"
"	三浦一雄	七 " " 大字石郷字柳田四六の七	"
"	成田清逸	五所川原市大字高瀬字一本柳九五の三	"
"	石岡政憲	弘前市大字小比内一丁目一三の二	"
"	小山内健一	北津軽郡平賀町大字大光寺字一滝本一五三	"
"	工藤広	弘前市大字大沢字上村元二〇	"
"	宮本嘉四太郎	五所川原市字下平井町四七の一	"
"	斎藤秀弥	弘前市大字石川字長者森七七の二	"
"	三浦勉	北津軽郡鶴田町大字山道字小泉一二五の三	"
"	工藤国治	二 " " 字押眠八二の二	"
監事	桑田功	弘前市大字大沢字下村元一〇〇の一	"
"	一戸周逸	五所川原市大字藻川字川袋二	"
"	杉田利八郎	北津軽郡平賀町大字館田字中前田一〇七の八	"
"	奈良功	北津軽郡鶴田町大字胡桃館字蓮沼七の一	"
理事	北谷丑信	北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松一三の一	一六・五・一九退任
"	長尾健一郎	五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田二五八	"
"	相馬勝衛	弘前市大字小栗山字芹沢八の二	"
"	阿部守喜	北津軽郡大鰐町大字八幡館字水入五七の一	"

"	奈良為井	北津軽郡鶴田町大字胡桃館字蓮沼九六の一	"
"	対馬謙一	北津軽郡平賀町大字松館字井ノ上三一	"
"	三浦一雄	七 " " 大字石郷字柳田四六の七	"
"	樋口勝彦	" " 尾上町大字日沼字高田一七三	"
"	坂本栄一	北津軽郡鶴田町大字鶴田字大泉七〇の一	"
"	相馬浩	弘前市大字境関字亥ノ宮六三の四	"
"	佐藤金市	" " 大字清水字下広野七の二七	"
"	小山内健一	北津軽郡平賀町大字大光寺字一滝本一五三	"
"	成田清逸	五所川原市大字高瀬字一本柳九五の三	"
"	宮本嘉四太郎	" " 字下平井町四七の一	"
"	石岡政憲	弘前市大字小比内一丁目一三の二	"
"	三浦勉	北津軽郡鶴田町大字山道字小泉一二五の三	"
"	工藤長紀	北津軽郡平賀町大字杉館字宮元一一九の二	"
"	桑田功	弘前市大字大沢字下村元一〇〇の一	"
"	工藤国治	北津軽郡鶴田町大字山道字押眠八二の二	"
"	古川尊祥	北津軽郡平賀町大字沖館字長田九一の一	"
"	一戸周逸	五所川原市大字藻川字川袋二	"

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年六月七日

上北地方農林水産事務所長 岩 淵 肇

選挙管理委員会

氏名	住 所	就任の年月日
室館隆夫	むつ市大字田名部字土手内七四の三〇二	平成一六・五・一〇
表沢富男	〃 〃 〃 七四の二四八	〃
沢田利美	〃 〃 〃 字斗南岡二九の七	〃
四ツ谷昇	〃 〃 〃 字土手内七四の五八二	〃
竹内滋	〃 〃 〃 七四の二九五	〃
嶋影正明	〃 〃 〃 字斗南岡一四	〃
広田岩正	〃 〃 〃 字土手内七四の二四	〃
広田直光	〃 〃 〃 七四の二六	〃

下北地方農林水産事務所長 原 口 健 二

平成十六年六月七日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した土手内土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

土地改良区の清算人の就任

役員別の区別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	大池市松	上北郡七戸町字大池九五	平成一六・五・一六

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十六年六月七日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一の表中

国立弘前病院	弘前市大字富野町一
独立行政法人国立病院機構 弘前病院	弘前市大字富野町一
国立療養所八戸病院	〃 吹上三丁目二三の一
独立行政法人国立病院機構 八戸病院	〃 吹上三丁目二三の一

を

に、

を

に改め、

二の表中

一葉園	十和田市大字深持字松森六の五
-----	----------------

を

独立行政法人国立病院機構 青森病院	〃 五五 浪岡町大字女鹿沢字平野一
----------------------	-------------------------

に改める。

国立療養所青森病院	〃 五五 浪岡町大字女鹿沢字平野一
-----------	-------------------------

を

独立行政法人労働者健康福 祉機構青森労災病院	〃 大字白銀町字南ヶ丘一
---------------------------	-----------------

に、

青森労災病院	〃 大字白銀町字南ヶ丘一
--------	-----------------

を

医療法人清心会 外科種市病院	〃 小中野一丁目三の二一
-------------------	-----------------

を削り、

公 安 委 員 会

市町村名	開票区名	合併後の開票区名	開票区の区域
五戸町	倉石村開票区 五戸町開票区	旧倉石村開票区 旧五戸町開票区	現倉石村の区域 現五戸町の区域

平成十六年六月七日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

平成十六年七月二十五日任期満了による参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票区を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定により設けたので、同条第三項の規定により告示する。

一葉園	十和田市大字深持字松森六の五
八甲荘	〃 二二三二 大字相坂字高清水七八の

に改める。

青森県公安委員会告示第三十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の十の規定により、指定講習機関有限会社八戸中央自動車学校の行う特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十四条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月七日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 貞

一 廃止した特定講習の種類

普通自動車免許、自動二輪車免許及び原動機付自転車免許に係る初心運転者講習
二 廃止した年月日

平成十六年五月三十一日

青森県公安委員会告示第三十五号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第十六条の二の規定により、次のとおり医師を指定した。

平成十六年六月七日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 貞

一 指定した医師の氏名並びにその者が勤務する病院等の名称及び所在地

医師の氏名	病院等の名称	病院等の所在地
齋藤文男	青森県立中央病院	青森市東造道二丁目一番一号
堀内雅之	青森県立つくしが丘病院	青森市大字三内字沢部三三三番地九二
熊谷 輝	八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平一番地
工藤清次郎	医療法人清照会湊病院	八戸市大字新井田字松山下野七番地一

和田 一丸	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三番地
渡辺 俊三	財団法人愛成会弘前愛成会病院	弘前市大字北園二丁目六番地二

二 指定年月日

平成十六年六月七日

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭